



Kodak Health, Safety, and Environmental (HSE) Supplier Requirements

For Articles, Chemicals, Electrical and Equipment, and Packaging

コダック HSE 成形品、化学品、機器、包装材の調達要件

目次

1. 目的.....	2
2. 対象範囲	2
3. 供給業者様の責任	2
4. 倫理的要件.....	5
5. 成形品に関する要件	6
6. 化学品に関する要件	6
7. 機器 に関する要件	9
8. 包装材に関する要件	11
9. 付属書	14
付属書 A – 要申告および制限物質	14
付属書 B – 識別が困難な部品のトレーサビリティに関する要件	22
付属書 C - 包装材に関する参考資料	23
付属書 D - 包装材の重金属の試験とサンプリングに関する説明	24
付属書 E – 用語の定義	25
付属書 F – 改訂履歴	28

1. 目的

Eastman Kodak Company（以下コダック）では、コダックに供給される成形品や化学品、原料その他の製品が、製造や世界各地での流通および販売において、適用される全ての規制要件を満たしていることを求めます。さらに、コダックは製品の環境への影響を低減するために、特定の社内基準も設けています。これらの要件は本文書に記載されています。

コダックに原料や部品などの製品を納入される場合、その供給業者様はその製品が **EKSP-2285 Supplier Requirements For Articles, Chemicals, Electrical, Equipment, and Packaging** (成形品、化学品、機器、包装材の調達要件) の記載内容に適合していることを確認願います。より新しい規制やコンプライアンス要件が施行されている場合には、それらの要件にも適合するようお願いいたします。

特別な取引条件の場合には、必要に応じ本文書以外の文書による要件を依頼させて頂くこともあります。

本文書は定期的に改訂されます。

EKSP-2285 の最新バージョンは www.kodak.com/go/hsesupplier で確認ください。

2. 対象範囲

コダックは多くの国や地域にビジネスを行っていますので、**EKSP-2285** は製造または供給元の所在地に関係なく、コダックに供給またはライセンス供与される全ての製品に適用されます。要件は、コダックおよびコダック以外のブランドの製品用に納入される部品や材料などに適用され、納入製品のタイプごとに記載しています。**EKSP-2285** は以下の種類の納入製品に対して、HSE（健康、安全、環境）に関する要件を規定しています：

- [成形品](#)
- [化学品](#)
- [機器](#)
- [包装材](#)

3. 供給業者様の責任

3.1. 製造/輸出承認：

供給業者様は、製造国での製造および製造国からの輸出に必要な承認および認可を、関係機関およびその他の政府機関から取得し維持してください。

3.2. 適合文書：

供給業者様は納入品に関する事項を「Supplier survey」に記入する、またはコダックが認定した第三者からの適合情報要求に応えるものとします。

Supplier survey の記入方法は、コダックのウェブサイト

(www.kodak.com/go/hsesupplier) で確認できます。コダックまたはコダックが認定

した第三者が Supplier survey の要請を行った場合は、供給業者様は 15 営業日以内、または特別に指定する場合はその期間内に対応いただきますようお願いいたします。

3.3. 二次および三次供給業者様に対するお願い：

供給業者様またはその販売店様は、原料や材料の供給元の業者様（二次および三次供給業者様）に対して、適正評価（due diligence）プロセスを持ち、正確で完全な情報がコダックに提出されるようお願いいたします。供給業者様のサプライチェーンからの文書およびデータを含め、文書および/または試験データを保管し、コダックから要求する場合には利用できるようにしてください。

3.4. 変更管理：

供給業者様は、製品、プロセス、材料、または規制の変更により、以前に提出した Supplier survey の記載内容に変更が生じた場合は、productstewardship@kodak.com とコダックの調達担当者に速やかにメールを送り、変更の申告をして下さい。

3.5. 製品の変更、製造中止、リコール、または不適合：

供給業者様は、コダック製品の健康、安全または環境性能に影響を及ぼす可能性のある変更、製造中止やリコールが生じた場合、または規制への不適合が確認された場合は速やかにコダックの productstewardship@kodak.com に、文章により通知することを義務とします。

コダックまたはコダックの顧客によって、安全、衛生、環境、または規制に関する問題になる可能性があることが発見され、それが供給業者様の責任であると判断された場合、供給業者様に書面で通知します。この場合、供給業者様は通知を受けた日から 15 営業日以内、または通知に期限が記載されている場合はその期間内に、書面でその懸念事項に回答してください。

3.6. 追加情報：

供給業者様はコダックからの要求に応じて、EKSP-2285 記載の要件、または規制遵守ガイドライン文書あるいはその他の文書による追加要件に適合することを証明するための文書をコダックに速やかに提出してください。

◇ これには以下が含まれますが、これらに限定されません：

- 安全データシート SDS または製品情報シート AIS （詳細は 6.1 を参照）
- コダックの報告要件を満たす文書
- 特殊用途、材料組成や表示要件（食品接触用途、PFAS など）
- 特定の地域の規制遵守および製品ラベル要件
- 用意できる場合は、サステナビリティ関連の文書
 - ◇ （例：エコラベル、エコ認証、ライフサイクルアセスメント（LCA）、
 - ◇ 製品のカーボンフットプリント分析など）

3.7. 成形品、化学品、機器、および包装に関する一般共通要件：

注：成形品、化学品、機器、および包装材に関する以下の一般共通要件が、個々の製品タイプごとに 5.から 8.に記すそれぞれの要件に加わります。

- 3.7.1. 制限物質：**付属書 A に、制限物質、要申告物質/物質群、供給業者様が供給する製品の各成分を評価するために使用する基準、ならびに報告義務のある用途およびしきい値を記載してあります。

コダックが使用の可否を確認し、供給業者様に書面による許可を与えた場合を除き、製品は、付属書 A に記載されている報告義務のある用途に対して、所定のしきい値を超える制限物質を含むことはできません。

- 3.7.2. 製品からの排出物：**供給業者様は、通常の使用条件または予測可能な誤使用時に生成/放出される可能性のある空気中への排出物（揮発性有機化合物、カーボンブラック、オゾン、スチレン、異臭、粉塵など）を特定してください。要求がある場合には、証明書、試験報告書、および裏付け文書をコダックに提出してください。

- 3.7.3. EU REACH 高懸念物質 (SVHC)：**供給業者様は、コダックに供給する製品に 0.1 重量%を超えて含まれる全ての SVHC を申告する必要があります (付属書 A)。また、供給業者様は SVHC リストの更新を確認し、新たに追加された材料がコダックに提出される製品に 0.1 重量%を超えて含まれる場合は、速やかにコダック (www.kodak.com/go/hsesupplier) に報告してください。

コダックが認定された第三者を使用して適合情報を収集している機器製品およびコンポーネントの供給業者様は、EU REACH SVHC リストが更新された場合、継続的な要請に速やかに対応してください。

- 3.7.4. 製品の安全性 (PS)：**コダックに供給される製品は、対象とする市場に適用される全ての製品安全（規格に適合しているものとします。たとえば、可燃性 (UL-94)、玩具安全性 (ASTM F963、EN-71)、食品接触などがあります。要求がある場合には、証明書、試験報告書、および関連文書をコダックに提出してください。

- 3.7.5. 紙および印刷物：**紙および印刷物（マニュアルおよび緩衝材用詰め紙を含む）は、再生紙含有率が 10%以上か、または以下の森林認証制度のいずれかによって認証されたものであるとします：

- 持続可能な林業イニシアチブ(米国)、PEFC Canada などの PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification：森林認証プログラム) が承認した国家的認証制度。
- 森林管理協議会。

- 3.7.6. 包装材：**お取り先様からコダックに供給される製品に使用される包装材について、適用される全ての包装材要件を満たす必要があります。

4. 倫理的要件

4.1. 紛争鉱物：

コダックは、ドッド・フランク法、EU 紛争鉱物規則 2017/821、OECD デューデリジェンスガイダンス、および業界のベストプラクティスを遵守し、倫理的で責任ある紛争鉱物調達に取り組んでいます。コンプライアンスを確保し、コンゴ民主共和国 (DRC) およびその周辺国 (アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)、および紛争地域および高リスク地域 (CAHRA) からの調達を防止するため、コダックからの要求がある場合、供給業者様は紛争鉱物ポリシー、[デューデリジェンス管理システム](#)に従い、紛争鉱物報告テンプレート (CMRT) を kodakconflictminerals@kodak.com に毎年提出してください。

コダックは、このプログラムをサプライチェーン全体の取り組みとして位置付けているため、販売代理店を含む当社の供給業者様は、サプライチェーン全体の適合を確実なものとするために、供給業者様への供給元にも伝えるようお願いいたします。コダックは、OECD デューデリジェンスガイダンスに概説されている原則に沿い、供給業者様が実行するそのプログラムの度合に基づいて、供給業者様を社内で評価します。供給業者様が是正措置の実施に協力しない場合、および/またはコンプライアンス基準を満たさない場合、コダックは当該供給業者様からの購入を中止するなど、適切な措置を講じる権利を保持します。

4.2. 動植物由来原料：

- 4.2.1. 供給業者様は全ての動植物由来原料を、出所証明書類とともに申告してください。
- 4.2.2. 製品は、[絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 \(CITES I、II、III\)](#)、[国際自然保護連合 \(IUCN\) の絶滅危惧種レッドリスト™](#)、[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 \(ESA\)](#) の下で絶滅危惧種または絶滅のおそれがあると分類された動植物種族を原料として製造に使用してはなりません。
- 4.2.3. コダックは、農場で飼育された動物から供給される全ての原材料について、[Five Freedoms](#) 遵守を義務付けています。

4.3. 強制労働およびサプライチェーンのデューデリジェンス：

- 4.3.1. 供給業者様は、グローバルな事業活動において、国連、欧州連合、米国、英国、その他世界各国の人権、労働、社会基準に関して適用される全ての法律を遵守してください。例えば、英国の現代奴隷法、米国のウイグル強制労働防止法 (UFLPA)、カナダのサプライチェーンにおける強制労働および児童労働撲滅法、メキシコの強制労働輸入禁止などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。
- 4.3.2. 供給業者様は、サプライチェーンのデューデリジェンスと透明性に関して適用される全ての法律を遵守してください。例えば、カリフォルニア州のサプライチェーン透明化法、米国のウイグル人強制労働防止法 (UFLPA)、英国の現代奴隷法、ドイツのサプライチェーンデューデリジェンス法、カナダのサプライチェーン

ンにおける強制労働および児童労働撲滅法、オーストラリアの現代奴隷法などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

5. 成形品に関する要件

供給業者様は納入する製品が、[成形品に関する要件](#)、および[成形品、化学品、機器、包装材料に関する一般共通要件](#)に適合していることを確認してください。

5.1. プロポジション 65 :

供給業者様は、1986年のカリフォルニア州安全飲料水および有害物質施行法（プロポジション 65）に基づき、カリフォルニア州でラベル表示が義務付けられている場合、その旨を申告してください。消費者向け製品を納入する供給業者様は、コダックが事前に書面で承認した場合を除き、カリフォルニア州プロポジション 65 のラベルを必要としない製品をコダックに提出してください。プロポジション 65 リストには、鉛、水銀、フタル酸エステル、PCB、DEHP を含む 1,000 以上の化学物質が含まれており、[プロポジション 65 リスト - OEHHA \(ca.gov\)](#)で確認できます。

5.2. EU 森林破壊規制 (EU) 2023/1115

天然ゴム、木材、紙を原料とし、規制(EU) 2023/1115 の付属書 I に記載されている製品の範囲にある成形品は、以下を遵守してください：

- 森林破壊がないこと
- 生産国の関連規制に従って生産されていること
- デューデリジェンス声明を満たしていること

供給業者様は、必要なデューデリジェンスチェックを実施できるように、供給前に EU 2023/1115 の第 9 条に概説されている情報をコダックに提出してください。

5.3. 予測可能な使用中に成形品から放出される化学物質：

供給業者様はこのような化学物質に対して、[化学品に関する要件](#)を満たすことを確認してください。

6. 化学品に関する要件

供給業者様は納入する製品（[化学品](#)）が、[成形品、化学品、機器、包装材料に関する一般共通要件](#)に適合していることを確認してください。

6.1. 安全性データシート (SDS) :

供給業者様は、化学品、溶液または混合物の SDS を、[HSE 部門 ww-sds@kodak.com](mailto:ww-sds@kodak.com) およびコダックの購買担当者に、初回出荷前または使用前および要請に応じて提出してください。

SDS は以下の要件を満たす必要があります。

- 各管轄区域で施行されている化学物質の危険性に関する情報伝達規制（分類、表示、安全データシートに関する世界調和システム（GHS）の管轄区域固有の実施を含む）を遵守すること。最低限 GHS に適合した SDS が必要です。
- 英語で提供される、また法的に義務付けられている場合は、当該物質が供給される全ての国の公用語で提供されること。
- 少なくとも 1 つの EU 適合の SDS（できればドイツ向けに発行されたもの）を含めること。
- 用意できる場合は、日本語の SDS を含めること。

供給業者は、SDS が最新のものであることを確認してください。以下の事項に変更があった場合は、更新された SDS を速やかに提供してください。

- 化学組成または配合
- 危険性区分
- 規制の状況
- 関連する暴露、取り扱い、または廃棄に関する情報。

6.2. 各地域の化学品登録：

供給業者様は、化学品登録および製造前届出義務を制定している国において、対象になる化学品（溶液、混合物、または予測可能な使用中に成形品からの放出を含む）の申告が必要な場合があります。化学品管理規制を有する国および地域には、オーストラリア（AICS）、カナダ（DSL/NDSL）、中国（IECSC）、欧州連合（EINECS）、英国、日本（ENCS、ISHL）、韓国（ECL）、ニュージーランド（NZIoC）、フィリピン（PICCS）、スイス、台湾（TCSI）、トルコ、米国（TSCA）が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

6.3. REACH：

コダックが欧州連合 REACH 規則（EC）No. 1907/2006 に基づく義務を履行できるよう、供給業者様は、コダックに供給される化学物質（単体、混合物、または成形品から意図的に放出される物質を含む）に関する REACH 関連情報を提供してください。

この情報は以下の情報を含むものとします。初回出荷前または使用前、および要請に応じて提出してください。

- 当該物質が EU（欧州経済領域（EEA）加盟国を含む）で製造されているか。
- 当該物質が関連サプライチェーン内で REACH 規則に基づき登録されているか。
- 当該物質が REACH 規則の適用除外対象であるか（その場合は除外の根拠）。
- 適用除外がポリマーの状態に基づく場合、供給者は、該当するモノマーおよびその他の反応物がサプライチェーン内で登録されていることを確認してください。
- コダックが特定した用途が、供給者の REACH 登録の対象となっているか（必要に応じて、該当する暴露の予測も含む）。

供給業者様の EU 専任代理人（Only Representative : OR）が、コダックが当該物質に関して該当する報告要件を設けている場合に、コダックの使用量／使用量を報告に含めることに同意するかどうかを明記してください。必要に応じて、供給業者様は合意書をもって、OR 任命者と該当するコダック EU 法人との間で、OR 任命の確認を円滑に進めるものとします。

コダックが他の国や地域における REACH 類似の化学物質規制に基づく義務を履行できるように、供給業者様は以下のような情報を提供してください。

- 英国（UK REACH）
- 韓国（K-REACH）
- トルコ（KKDIK）
- ウクライナ（UA REACH）
- 中国（MEE 指令第 12 号）

供給業者様は REACH 情報の正確性を維持してください。登録状況、暴露予測の適用範囲、認可要件、または制限の変更など、REACH への適合に影響を与える可能性のある変更がある場合は、速やかにコダックに通知してください。

6.4. EU CLP 中毒情報センター届出（EU CLP Poison Centre Notifications）：

原料として供給される化学品混合物について、該当する場合や可能な場合、供給業者様はコダックが、EU CLP 規則に基づく Poison Centre Notifications（PCN）を行えるように情報提供してください。供給業者様は該当する場合、以下の条件のいずれかが満たされていることを確認してください。

- 供給業者様が EU 域内の法人として、かつ同一サプライチェーン内で PCN を提出済み。
- 上流の供給業者様が EU 域内の法人として、かつ同一サプライチェーン内で PCN を提出済み。
- 供給業者または上流の供給業者様の関連会社が EU 域内の法人として PCN を提出済みであり、その通知は「混合物中の混合物（MiM）」として参照できる。
- 原料について、有効かつ最新の EU 適合安全データシート（SDS）が供給業者様、上流の供給業者様、または関連する EU 法人から入手可能であり、必要な場合にコダックが中毒情報センターへの通知を作成できる。

既に PCN を提出している場合、供給業者様はその化学品混合物の UFI（Unique Formula Identifier、固有の配合識別子）を提出してください。望ましくは EU 適合の SDS に記載してください。

供給業者様には、EU 中毒情報センターへの届出(PCN) が、その要件に対して確実なものであるために、コダックに提供いただく情報が正確かつ最新、またサプライチェーン全体で追跡可能であることを保証する責任があります。PCN の義務に影響を

与える可能性のある組成、分類、または UFI の変更があった場合は、速やかにコダックに通知してください。

7. 機器に関する要件

供給業者様は納入する製品が、[機器に関する要件](#)、および[成形品、化学品、機器、包装材料に関する一般要件](#)への適合していることを確認してください。

7.1. 識別が困難な部品に関するトレーサビリティ要件：

プラスチック、発泡スチロール、ワイヤーハーネス、回路基板、安全ラベルを納入する供給業者様は、別途指示がない限り、[付属書 B](#)に従ったトレーサビリティ要件を満たすようにしてください。これらのトレーサビリティ要件を満たすことで、材料または部品が、規制当局の製品安全検査報告書に記載されているものと同等であることを、規制当局の検査官に示すことができます。

7.2. バッテリー：

バッテリーは、EU 電池規則 2023/1542 に適合してください。要求があった場合、供給業者様はコダックに以下のバッテリー情報を提出してください。これら以外に重要情報がある場合は、その提出もお願いします。

- 製品に同梱されている内蔵または非内蔵バッテリーの数と重量
- バッテリーの化学的性質
- IEC および ANSI 指定（例：R03 および 24）
- フォームファクター（形状）
- 電圧
- 一次電池（非充電式）か二次電池（充電式）か
- 輸送分類
- 安全データシート（SDS）
- 試験報告書または証明書（CE マーク、UL NRTL マーク、国連輸送安全性試験証明書、韓国製品安全試験証明書など）

7.3. 完成品機器に関する要件：

完成品には、スタンドアロンのプリンター、印刷機、プレートセッター、プレートプロセッサ、プレートスタッカー、スキャナー、ワークステーション、外部電源が含まれますが、これらに限定されません。規制遵守ガイドライン文書またはその他の文書により、販売予定国を明示し、該当する規制要件、マークまたは表示が製品自体またはデータプレートに表示し、必要な文書を機器とともに納品してください。例：機械指令の適用範囲にある機器に適用されるシリアル番号付きの EU 適合宣言書。

- 7.3.1. 製品の安全性（Product Safety ; PS）：**機器の販売対象国固有の規制要件がない場合、その機器は米国または EU の該当する製品安全規格への適合が求められます。もしくは、その機器の対象市場に適用される全ての製品安全規格および作業

場所の安全要件（UL、CSA、IEC/EN、ASTM 規格、EU 製品安全指令など）に適合する必要があります。適用される PS 規格が満たされていることを確認するため、供給業者様は、無線技術またはレーザー技術が使用されている場合、コダックに開示してください。証明書、試験報告書、および関連資料を、要求に応じて、供給業者様が販売承認を得ている全ての地域または国に提出してください。

- 設置作業、使用や保守作業中の顧客やサービススタッフへのリスクを軽減するために、適切な予防措置や保護措置を明記したマニュアルまたはガイドを提出してください。
- 安全に関する指示および安全ラベルは、対象市場の公用語の少なくとも 1 つ以上で提出してください。
- 特定の製品に関する規制遵守ガイドライン文書またはその他の文書には、追加要件が含まれている場合があります。供給業者様には、その機器が設置される特定市場の全ての機器規制要件を満たすことを求めます。

7.3.2. 電磁両立性 (EMC) : 国固有の規制要件がない場合、機器は該当する米国 FCC または EU EMC 指令や規格への適合が求められます。それ以外では、機器は、対象市場に適用される全ての電磁両立性 (EMC) 要件に適合する必要があります。(例えば、米国およびカナダの FCC、オーストラリアおよびニュージーランドの RCM マーク、韓国の KC マーク、EU の CE マーク や EU EMC 指令)。適用される EMC 基準を満たしていることを確認するため、供給業者様は、無線またはその他の電離/非電離放射技術が使用されている場合はコダックに開示してください。証明書、試験報告書、および関連資料は、供給業者様が販売承認を得ている全ての国に対して、要求に応じて提出してください。

- 特定の製品に関する規制遵守ガイドライン文書またはその他の文書には、追加要件が含まれている場合があります。供給業者様には、その機器が設置される特定市場の全ての機器規制要件を満たすことを求めます。

7.3.3. 騒音レベル : 製品は以下の音圧レベルに適合する必要があります :

- 一般的なオフィスシステムは 70 dB(A)未満。
- コダックの要件に従い、大型の業務用オペレーティングシステムは、オペレーターが継続的にさらされるワークステーションにおいて 80 dB(A)未満。コダックは、8 時間労働を基準に全シフトにおける暴露レベルを設定していません。

OSHA の許容曝露限界値 90 dBA (8 時間 TWA) または聴覚保護行動レベル 85 dBA (8 時間 TWA) に基づくと、5 dBA の上昇ごとに許容曝露時間は半分になります (例 : 8 時間から 4 時間)。

7.3.4. エネルギー効率 : 製品は、機器の種類および対象市場に適用される試験、表示および登録を含む適用される全ての該当するエネルギー効率規制に適合する必要があります。(例 : 米国の DOE、カナダの NRcan、EU 指令 2009/125/EC、韓国の K-MEPS)。

8. 包装材に関する要件

供給業者様は納入する包装材が、[包装材に関する要件](#)、および[成形品、化学品、機器、包装材に関する一般要件](#)への適合していることを確認してください。

8.1. 環境への影響：

コダックに供給される包装材は、以下の条件を満たすように設計および製造されるものとなります。

- 容積および重量が、当該包装製品の安全衛生を適切かつ必要なレベルに維持できる最小限に制限されていること。
- 再利用可能または容易にリサイクル可能であるか、少なくともエネルギー回収の形で回収可能であること。
- 可能な限り再生材料を含むこと。

8.2. 包装材の表示：

全ての包装には、包装材に関する EU 識別システム 97/129/EC で定義されている適切な表示を、包装材自体またはラベルに表示する必要があります。

ただし、金属蒸着フィルムやラミネート、シュリンクラップ、発泡スチロール、および寸法や色の理由により表示が難しい材料は例外とします。

8.3. プラスチック包装：

全ての [硬質プラスチック包装容器 \(RPPC\)](#) は、少なくとも 25% の再生プラスチック（使用済みリサイクルプラスチック）を含む必要があります。

その他全てのプラスチック包装は、再生プラスチックの含有率を可能な限り高くし、最低 30% の再生プラスチック含有量（使用前/または使用后）を目指す必要があります。供給業者様は、要請がある場合に再生プラスチック含有率の証明を提出してください。

全てのプラスチック包装材はリサイクル可能である必要があります。

プラスチック袋の使用は、当該包装製品の安全衛生を、適切かつ必要なレベルに維持するために不可欠な場合に限定されるものとなります。

8.4. 紙包装：

紙ベースの包装は、森林管理協議会（FSC）認証を受けた供給元（または同等の機関）から供給されるか、最低 10% の再生紙を含む必要があります。

また、製品包装に使用されるバージン繊維や再生繊維の漂白に、元素塩素を使用してはなりません。

8.5. 木材包装：

国際貿易で使用され、植物害虫が侵入経路となる可能性のある無垢材の包装材は、輸出入時に、国連基準 ISPM-15 に従って処理および表示を行い、樹皮の除去を行うことが必要です。詳細については、[付属書 C](#) を参照してください。

おがくず、木毛、削りくず、細く切った原木は、検疫対象害虫の侵入経路として適当ではないため、技術的に正当な理由がない限り規制されません。

8.6. 製品包装に関する地域別要件：

包装は、以下に示す各州、国、地域の要件に従う必要があります。これらの要件に関する詳細情報は、[付属書 C](#) に記載される参考資料を参照してください。

- 8.6.1. 地域別包装報告：** 供給業者様は、地域別包装報告義務の計算を容易にするため、要求に応じて、コダックに納入する包装の全構成要素の重量、容積、材料組成（再生材含有%を含む）を提出してください。
- 8.6.2. 危険物の包装：** 危険物の輸送に使用される包装は UN 基準を満たすものとし、供給業者様は、要求に応じて、材料に適用される規制（IMDG または IATA）に適合して包装および収納されていることを証明する危険物包装証明書を提出してください。

8.6.3. 欧州連合（EU）における要件：

8.6.3.1. 包装および包装廃棄物に関する欧州指令

供給業者様は、コダックから要請があった場合、(EU) 2025/40 の第 5 条から第 12 条の要件への適合宣言書を提出してください。適合宣言書は、付属書 VII に記載されている技術文書によって裏付けられなければなりません。

全ての包装には、型式、ロット番号、シリアル番号、またはその他の識別可能な要素を表示しなければなりません。包装のサイズまたは材質などの理由により、それが不可能な場合は、必要な情報を包装製品に添付する文書に記載してください。

8.6.3.2. 森林破壊に関連する製品に関する規則（EU）2023/1115

紙または木材を使用した包装材は、以下の条件を満たすものとします。

- 森林破壊を伴ったものではない。
- 生産国の関連法規に従って生産されている。
- デューデリジェンスに関する声明書が添付されている。

供給業者様は、必要なデューデリジェンスチェックを実施できるように、要求に応じて EU 2023/1115 の第 9 条に規定されている情報をコダックに提出してください。

8.6.4. 韓国における要件：

8.6.4.1. 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」第 14 条では、韓国で電子機器の緩衝材として使用される全ての発泡包装材に「分別排出」マークを表示することが義務付けられています。このマークは、リサイクルのための製品と包装材の分別を促進するものです。ただし適用除外として、表面積が 50 cm²以下の包装および包装材、部品の重量が 30 グラム以下の容器、材質および構造が材料への印刷、刻印またはラベル貼付が困難な包装および包装材など。

8.6.4.2. 韓国環境省告示第 2019-244 号により、以下の包装材は使用できません：

- ポリ塩化ビニル (PVC) ラミネート、シュリンクラップ、コーティング
- 着色されたポリエチレンテレフタレート (PET) ボトル
- 包装材リサイクル性評価基準の付属書 1 に基づく、ボトルから剥がれない PET ボトルラベル粘着剤

9. 付属書

付属書 A - 要申告物および制限物質

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
動植物由来物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られている全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅のおそれのある野生動植物種の国際貿易に関する条約 (ワシントン条約 : CITES I、II、III) IUCN絶滅危惧種レッドリスト 米国 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (ESA) コダックの要件 	成形品 化学品 機器 包装材
殺生物剤/生物発育阻止剤/農薬	意図的に添加された全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 米国 : 連邦殺虫・殺菌剤・殺鼠剤法(FIFRA) カナダ : 害虫規制製品法 (S.C.2002、c. 28) 殺生物性製品規則 (BPR、規則 (EU) 528/2012) 韓国 : 消費者向け化学製品および殺生物剤安全法 (Consumer Chemical Products and Biocides Safety Act) エコラベルの要件 (例 : ブルーエンジェル、エコテックス) 	成形品 化学品 機器 包装材
臭素系難燃剤	<p>多臭素化ビフェニル (PBB) および多臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) を、均質レベルで測定して重量 0.1% (1000ppm) を超える濃度で使用することは許可されません。</p> <p>PBBおよびPBDE以外の臭素系難燃剤を、製品レベルで測定して重量0.1% (1000ppm) を超える濃度で使用することも許可されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 RoHS指令2011/65/EU および (EU) 2015/863 米国 : TSCA第6条(h) カナダ - CEPA - 特定有毒物質禁止規則 	成形品 化学品 機器 包装材

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMR）	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られている全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 既知のヒト発がん性物質： <ul style="list-style-type: none"> ○ IARC 1 ○ ACGIH A1 ○ NTP「ヒト発がん性があることが知られている」 ● 発がん性が疑われる： <ul style="list-style-type: none"> ○ IARC 2A、IARC 2B ○ ACGIH A2 ○ NTP「発がん性があることが合理的に予測される」 ● 13 OSHA発がん性物質 ● 発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMR）： <ul style="list-style-type: none"> ○ GHSカテゴリー1A、1B、2 ● CERHR分類：生殖に対する有害な影響の「深刻な懸念」および「懸念」 ● カリフォルニア州プロポジション65の生殖/発がん性物質および発がん性物質のリスト ● EU REACH 1907/2006のSVHC候補リスト 	成形品 化学品
懸念化学物質	ヒトに不可逆的な重大な有害影響を引き起こすことが知られている、あるいは関連する暴露経路によってそのような影響を引き起こす可能性があるとして推定される全ての物質を申告してください。 (発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質以外の物質)	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国： TSCA第6条(15 U.S.C. § 2605) ● GHS基準：特定標的臓器毒性（STOT）－反復暴露カテゴリー1または2 ● エコラベル要件（例：ブルーエンジェル、エコテックス） 	成形品 化学品

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
紛争鉱物： ・ タンタル ・ 錫 ・ タングステン ・ 金	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られている全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ドッド・フランク ウォール街改革および消費者保護法 第1502条 EU 紛争鉱物規則2017/821 	成形品 機器
内分泌かく乱物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られている全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006のSVHC候補リスト CLP規則に基づく、人の健康または環境に対しカテゴリー1またはカテゴリー2の内分泌かく乱物質に分類される物質 EUレベルリストIで内分泌かく乱物質として特定された物質 	成形品 化学品
EPA 高優先化学物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られている全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 米国：TSCA第6条(15 U.S.C. § 2605) 	成形品 化学品 機器
フッ素系温室効果ガス	<p>製造時に意図的に添加または使用してはなりません。</p> <p>代替手段がない場合、供給業者様がコダックに納入する製品には、地球温暖化係数(GWP)の低いフッ素化温室効果ガスのみを含めるものとします。</p> <p>供給業者は、含有するフッ素系温室効果ガスの名称、各対象製品におけるその重量、地球温暖化係数、および関連する表示を記載した適合宣言書をコダックに提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 (EU) No 2024/573 米国：EPA 40 CFR Part 82 Subpart GUSA : EPA 40 CFR Part 84 ワシントン州法案1112、ハイドロフルオロカーボン温室効果ガス排出。 	化学品 機器

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
重金属： <ul style="list-style-type: none"> • カドミウム/カドミウム化合物 • 六価クロム/六価クロム化合物(Cr⁺⁶) • 鉛/鉛化合物 • 水銀/水銀化合物 • ニッケル/ニッケル化合物 • 銅/銅化合物 	<p>意図的に添加された、または不純物として存在することが知られている全ての物質を申告してください。</p> <p>包装材：意図的に添加されたカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度が100ppmを超えてはなりません。試験方法については、付属書Dを参照してください。</p> <p>バッテリー：</p> <p>カドミウム/カドミウム化合物は、重量0.001%以上の濃度での使用が禁止されています。</p> <p>鉛/鉛化合物は、濃度が重量0.004%以上の場合、ラベル表示が必要です。</p> <p>水銀/水銀化合物は、重量0.0005%以上の濃度での使用が禁止されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EU REACH1907/2006の付属書XVII (18、23、27、47、63) • 中国電子情報製品汚染防止管理弁法 • EU電池指令 2006/66/EC およびEU電池規則 2023/1542 • 包装および包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40、RoHS指令2011/65/EUおよび (EU) 2015/863 • 水銀含有製品規則SOR2014/254 • 米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 (カリフォルニア版RoHS) • エコラベルの要件 (例：ブルーエンジェル、エコテックス) 	成形品 化学品 機器 包装材
IEC 62474報告対象物質	<p>IEC 62474に記載されている全ての報告対象物質群および報告対象物質を報告します。</p> <p>報告対象物質リスト(DSL)と参照物質リスト(RSL)は、IEC 62474ウェブサイトの左側にあります。</p> <p>DSLは報告対象物質群および報告対象物質のリストです。</p> <p>RSLは、物質群に含まれる物質の指標リスト (CAS番号を含む) を提出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IEC 62474 - 電気電子業界及びその製品に関するマテリアルデklarレーション (材料宣言) 	成形品 機器
鉍物油 - 鉍物油芳香族炭化水素 (MOAH) および鉍物油飽和炭化水素 (MOSH)	包装用印刷インキおよび製品文書に使用できません。	<ul style="list-style-type: none"> • フランス：廃棄物対策と循環型経済の促進、法律2020-105 • エコラベルの要件 (例：ブルーエンジェル、エコテックス) 	化学品 包装材

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
ナノ材料	<p>ナノ材料とみなされる粒子を申告し、以下のような入手可能な全てのデータを提出してください：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 比表面積、形状、密度 • 凝集または凝集傾向 • 表面改質 • 物理化学的特性（オクタノール・水分配係数、溶解度など） • 毒性データ 	<ul style="list-style-type: none"> • 米国：TSCA (40 CFR 704) • ナノ材料の定義に関する2022年6月10日の委員会勧告2022/C 229/01 	成形品 化学品
オゾン層破壊物質（ODS）	<p>コダックに供給される製品の製造に、意図的に添加または使用できません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • クラスIおよびクラスIIのODSリストは、下記を参照してください。 : オゾン層破壊物質 US EPA 	成形品 化学物質 機器 包装材

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
パーフルオロアルキル化合物 (PFAS)	<p>以下に分類されるPFASは、意図的な添加、または不純物として存在が確認されないこと：</p> <p>PFOSおよびその誘導体 PFOAおよびその誘導体 PFHxSおよびその誘導体 PFHxAおよびその誘導体 PFCA</p> <p>意図的に添加された、または不純物として存在することが確認された全てのPFAS（上記以外の分類も含む）を申告してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 EU残留性有機汚染物質（POPs）規則EU 2019/1021 米国：パーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）に関するTSCA報告および記録保管要件 カナダ - CEPA - 特定有害物質禁止規則 ・米国：メイン州におけるペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）含有製品の規制、下院文書 1113 号、立法文書 1503 号、2021 年制定 ・米国：ニューメキシコ州におけるペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）保護法、下院法案 212 号、2025 年制定 ・米国：ミネソタ州における製品中のペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）に関する報告および手数料、規則、第 7026 章、2025 年 4 月 	成形品 化学品 機器 包装材
難分解性・生物蓄積性・毒性 (PBT) 物質、 極めて難分解性で高生物蓄積性 (vPvB) 物質、 難分解性・移動性・毒性 (PMT) 物質、 極めて難分解性で高移動性 (vPvM) 物質、または残留性有機汚染物質 (POP)	<p>意図的に添加された、または不純物として存在することが確認された全ての物質を申告してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米国EPA持続可能な未来ガイダンス 米国：TSCA第6条(h) EU CLP規則附属書I（4.3） EU REACH 1907/2006の附属書XIII EU POPs 2019/1021の附属書I 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 	成形品 化学品 機器 包装材

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
<p>TSCA第6条(h)項に規定される残留性、生物蓄積性、毒性 (PBT) 化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> • フェノール、イソプロピルリン酸エステル (3:1) (またはPIP (3:1)) • デカBDE • 2,4,6-トリス(tert-ブチル)フェノール (2,4,6-TTBP) • ヘキサクロロブタジエン (HCBP) • ペンタクロロチオフェノール (PCTP) 	<p>意図的な添加は無いこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 米国：TSCA第6条(h) • コダックの要件 	<p>成形品 機器</p>
<p>フタル酸エステル類</p>	<p>意図的に添加された、または不純物として存在することが確認された全ての物質を申告してください。 包装材料に対して意図的な添加は無いこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • コダックの要件 • 米国包装材料有害物質クリアリングハウス (TPCH) 	<p>成形品 化学品 機器 包装材料</p>
<p>ポリ塩化ビニル (PVC) および ポリ塩化ビニリデン (PVDC)</p>	<p>PVCをプラスチック包装材料に使用しないこと。 PVCとPVDCは、成形品に重量0.1% (1000ppm) を超える濃度で使用しないこと。 機器に意図的に添加された全てのPVCとPVDCを申告してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ブルーエンジェル要件 • 韓国環境部告示第2019-244号 • コダックの要件 	<p>成形品 機器 包装材料</p>
<p>REACH制限物質</p>	<p>意図的に添加された、または不純物として存在することが確認された全ての物質を申告してください。 注：Restriction 75に該当する物質は、皮膚腐食性区分1、1A、1Bまたは1C、皮膚刺激性区分2、重篤な眼障害区分1または眼刺激性区分2に分類されることによりこの要件の対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EU REACH 1907/2006の付属書XVII • コダックの要件 	<p>成形品 化学品 機器 包装</p>

物質/物質群	条件/しきい値	参照	製品の種類
有害物質使用制限 (RoHS)	RoHS 指令の対象となる機器は、EU Declaration of Conformity (EU DoC)への適合を宣言してください。	<ul style="list-style-type: none"> RoHS指令2011/65/EU および (EU) 2015/863 コダックの要件 	機器
感作物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されている、既知の呼吸器感作性物質または皮膚感作性物質を全て申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 ブルーエンジェル要件 	成形品 化学品
高懸念物質 (SVHC)	0.1重量%を超えるすべてのSVHC (高懸念物質) については、最新のSVHC Candidate List.に従って申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006の付属書XIVのSVHC候補リスト 	成形品 化学品 機器 包装材
合成ポリマー微粒子	EU REACH 1907/2006の付属書XVIIで定義されている全ての合成ポリマー微粒子を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006の付属書XVII (78) 	成形品 化学品
毒性特性物質	<p>成形品および包装材：40 CFR 261.24、表 1に一覧表示されている全ての成分を申告してください。</p> <p>40 CFR 261.24、表 1の成分を含む成形品：TCLP (毒性指標浸出法) 試験データを提出してください。</p> <p>化学物質：40 CFR 261.33 に一覧表示されている全ての成分とその重量%を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米国：40 CFR 261.24、表1 米国：40 CFR 261.33 	成形品 化学品 包装材
揮発性有機化合物 (VOC)	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されている全ての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 米国：EPA 40 CFR 59 EU: 2010/75/EU 	成形品 化学品 機器
電気電子機器廃棄物 (WEEE)	WEEE指令の対象になる機器には、WEEEシンボルを付けてください。	<ul style="list-style-type: none"> EU 指令2012/19/EU 	機器

付属書 B - 識別が困難な部品のトレーサビリティに関する要件

説明	プラスチックおよび発泡スチロール	ワイヤーハーネス	回路基板	安全ラベル
要件	材料は安全機関の検査官が識別できること。	UL認定ワイヤーハーネス製造業者プログラムおよびCSA認証ワイヤーハーネスプログラムに従い製造されたことが識別できること。	UL認定コンポーネント・プリント配線プログラムに従い製造されたことが識別できること。	ULおよび/またはCSAのマーキングおよびラベリングシステム承認プログラムに従い製造されたことが識別できること。
各出荷時に必要な供給業者様からの情報	<ul style="list-style-type: none"> 成形業者名 コダック部品番号 原材料製造業者 プラスチック製造業者の型番 (例:「Cycloy C6200」) 成形年月 UL認定業者プログラム番号 (該当する場合) <p>金属 (EMI) コーティングを施した部品については、塗布業者、使用工程、使用した金属 (EMI) コーティング材料。</p>	輸送用コンテナまたは各ハーネスに貼付されたワイヤーハーネスのラベル。	ULプリント配線プログラムに従って部品にマーキングしてください。 (例: 製造業者名または商標、基板種類)	製造業者の識別情報 (例: 名称または商標) および製造業者のラベルの種類 (例: タイプ 123)。
コダックへのトレーサビリティ提供方法	<ul style="list-style-type: none"> 各パーツに成形済み、または、 上記6項目を最小サイズの輸送容器に同梱する「詰め物シート」、または、 すべての輸送容器に上記6項目を記載したラベルを貼付。 	<ul style="list-style-type: none"> 各ハーネスにラベルを貼付する 最小の配送用パッケージにラベルを貼付する ハーネスが入っている配送箱にラベルを貼付する 	ULプリント配線プログラムの要件に従って部品にマークを付ける。	<ul style="list-style-type: none"> CSA認可ラベルの場合、各ラベルに識別情報を添付。 UL認可ラベルの場合は、各ラベルまたは最小の配達用パッケージに識別子を添付。
関連する供給業者様の安全に関する期待事項	部品はUL認定加工部品プログラムに従い製造されること。	ハーネスは、UL認定ワイヤリングハーネス製造業者プログラムに従い製造され、CSAの認証を得ること。	部品は、UL認定プリント配線基板プログラムに従い製造されること。	安全ラベルは、ULおよび/またはCSAの「マーキングおよびラベリングシステム」の要件に準拠すること。

付属書 C - 包装材に関する参考資料

包装および包装廃棄物に関する欧州議会規則（EU）2025/40 および 2024 年 12 月 19 日付理事会指令 94/62/EC

詳細右リンクを参照：[Regulation - EU - 2025/40 - EN - EUR-Lex](#)

97/129/EC：包装材の識別システムを確立する 1997 年 1 月 28 日の欧州委員会決定

詳細は右リンクを参照：[Decision - 97/129 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)

木材包装材

木製梱包材の処理方法としては、臭化メチルによる燻蒸処理、または熱処理（heat treatment：HT）（中心温度56°C（133°F）で30分間加熱）が認められています。窯乾燥（Kiln drying：KD）または化学加圧含浸（chemical pressure impregnation：CPI）も、上記の熱処理条件を満たす限り、熱処理とみなされます。

処理済みの無垢材包装材には、国際植物防疫条約（I International Plant Protection Convention: PPC）のロゴ、ISOの2文字の国コード、それに続く各国の植物防疫機関（National Plant Protection Organization: NPPO）が生産者に割り当てた固有番号、および使用された植物防疫処理措置のIPPC承認略語（例：HTおよびMB）を表示してください。

リサイクル、再生、または補修された木製梱包材は、再認証および再表示が必要です。また、これらの梱包材のすべての構成部品は処理されている必要があります。

詳細は右リンク、国際植物防疫条約（IPPC）を参照：[IPPC - International Plant Protection Convention](#)

韓国分別排出マーク

詳細は右リンクを参照：[Korean Separate Discharge System](#)

付属書 D - 包装材の重金属の試験とサンプリングに関する説明

化学物質	技術	基準値	試験方法*
カドミウム	誘導結合プラズマ Inductively coupled plasma	鉛、水銀、六価クロムを含む合計が 100ppm 未満	6010
鉛	誘導結合プラズマ Inductively coupled plasma	カドミウム、水銀、六価クロムを含む合計 100ppm 未満	6010
水銀	冷蒸気原子吸光分光法 Cold Vapor Atomic Absorption Spectroscopy	カドミウム、鉛、六価クロムを含む合計 100ppm 未満	7470、7471
六価クロム	原子吸光分光法 Atomic Absorption Spectroscopy	カドミウム、鉛、水銀を含む合計 100ppm 未満	7190、7195、7196、7197

* 試験方法 - 米国環境保護庁 (EPA) の SW 846 分析法セット :

廃棄物やその他の物質中の化学物質濃度を測定するための試験方法、

付属書 E - 用語の定義

成形品 (Articles) - 製造過程で、化学組成よりもその機能がより大きく左右されるような、特殊な形状、表面処理、またはデザインが施された物品。

成形品の例としては、アルミニウム印刷版、フィルム、フィルムベース、印刷物、プリントエレクトロニクスなどが挙げられます。

注：上記の例は、成形品を網羅するものではありません。製品が対象となるかどうか不明な場合は、HSE 担当者にご相談ください。

交流または直流電流を必要とする製品は、機器とみなされます。

化学品 (Chemicals) - 有機物または無機物からなる、明確な分子構造を持つ製品または原材料であり、固体、液体、気体のいずれの状態も含まれます。化学品は、単一物質または混合物である場合があります。

化学製品の例としては、界面活性剤、顔料、溶剤、ポリマーなどが挙げられます。また、アルコール洗浄シートのように、化学品の容器またはキャリアとして機能する成形品も化学品に含まれる場合があります。

紛争地域および高リスク地域 (Conflict-affected and high-risk areas (CAHRAs)) - 武力紛争や広範にわたる暴力、あるいは人々に危害を及ぼすその他のリスクが存在すると特定される地域。武力紛争には、国際紛争または非国際紛争の形態があり、2つ以上の国家が関与する紛争、解放戦争、反乱、内戦などが含まれます。高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度の脆弱さ、治安の悪さ、公共インフラの崩壊、暴力が蔓延している地域が含まれます。このような地域は、広範にわたる人権侵害や国内法または国際法違反が多くあります。

欧州委員会が定期的に更新している CAHRA の参考情報リストは、www.cahraslist.net/cahras でご覧いただけます。

紛争鉱物 - 紛争鉱物 - 米国証券取引委員会 Form SD、および EU 規則 2017/821 で定義されている紛争鉱物（現在は 3TG、タンタル、スズ、タングステン、金、およびそれらの派生物である錫石、コロンバイトタンタライト、ウォルフラマイト）。

デューデリジェンス管理システム - 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デューデリジェンスガイダンス ([「OECD ガイダンス」](#)) により定義された 5 段階の枠組みの実施。これには、強固な企業管理システムの確立と維持、コダックのサプライチェーンにおけるリスクを特定および評価するプロセスの確立と維持、特定されたリスクへの対応、製錬業者/精製業者の調達活動の監査、サプライチェーンのデューデリジェンスに関する公表などが含まれます。

機器：本文書における用語「機器」は、電気電子機器 (Electrical and Electronic Equipment : EEE) を指します。これは、動作に交流または直流の電流もしくは電磁界を必要とする機器、またはそのような電流もしくは電磁界を発生、伝送、もしくは測定する機器を意味します。機器には、スタンドアロンプリンター、印刷機、プレートセッター、プレートプロセッサ、スキャナー、ワークステーション、外部電源などの完成品が含まれます。

機器には、独立した電源の有無にかかわらず、特定の形状または設計に成形され、機器に組み込まれることを意図した部品も含まれます。これには、センサー、ハードウェア部品、プリント基板、バッテリー、ケーブル、コード、および機器製品やシステムを組み立てるために使用される機械的または電気機械的なサブアセンブリおよびサブコンポーネントが含まれますが、これらに限定されません。

意図的添加 – その製品の配合に目的を持って使用され、その継続的な存在により製品に特定の特性、外観、または品質を与えること。

存在が確認されている – 供給業者様が供給する製品に対し、既存の分析情報、二次供給業者様からの申告またはその他の方法により、その材料が存在することを知っていること。

ナノ材料 - U.S. EPA TSCA (40 CFR 704) に記載されているナノ材料とみなされる粒子、および/または、**ナノ材料の定義に関する EU 委員会勧告 (2022/C 229/01)** に従ったナノ材料の定義を満たす粒子。

ナノ材料の定義に関する勧告([2022/C 229/01](#))

「ナノ材料」とは、単体で、または凝集体もしくは凝集体中の識別可能な構成粒子として存在する固体粒子からなる天然、偶発的または人工の材料であり、個数基準の粒度分布においてこれらの粒子の 50%以上が以下の条件の少なくとも 1 つを満たすもの。

- (a) 粒子の 1 つ以上の外形寸法が 1nm～100nm のサイズ範囲にある。
- (b) 粒子が、棒状、繊維状または管状などの細長い形状をしており、2 つの外形寸法が 1nm より小さく、他の寸法が 100nm より大きい。
- (c) 粒子が板状の形状をしており、1 つの外形寸法が 1nm より小さく、他の寸法が 100nm より大きい。

粒子数に基づく粒度分布の決定において、少なくとも 2 つの直交する外形寸法が 100 μ m より大きい粒子を考慮する必要はありません。ただし、1 立方センチメートルあたりの体積比表面積が 6 m² 未満の材料はナノ材料とはみなされません。

ナノ材料の定義に関する米国 EPA ガイダンス ([40 CFR Part 704](#))

[ナノ材料]：25°C、標準大気圧で固体であり、凝集体や照合体を含む粒子が、少なくとも一方向において 1～100 ナノメートル (nm) のサイズ範囲にある形態で製造または加工され、かつ一つ以上の独自の新しい特性を示すように製造または加工された物質。本規則は、1～100nm のサイズ範囲の凝集体および集合体を含む粒子が重量 1%未満しか含まれない形態で製造または加工された化学物質には適用されません。これらのパラメータは、規則の対象となる化学物質を特定するためのものであり、ナノスケール材料の定義を定めるものではありません。

包装材 - 原材料から加工品に至る商品の格納、保護、取扱い、生産者から使用者または消費者への配送および陳列に使用されるあらゆる材料。

包装は、一次包装、グループ化または二次包装、輸送用包装（三次包装）に分類されます。包装の例として、カートン、木箱、ペール、トレイ、袋、パレット、パレットカラー（パレット上に置く折たたみボックス）、ドラム缶、荷台板、スキッド、緩衝材、内外の固定材、補強材、クッション材、防水材、外装用結束バンド、ストレッチ包装、コーティング剤、留め具、インク、接着剤、中間紙、ラベルなどがあります。

再生材含有率- 製造工程（消費者使用前）または消費者使用後において、固形廃棄物の流れから回収または転用され、別の製品の製造に再利用された材料の含有率。

報告対象となる用途 - 報告義務のある特定の用途。

注：この用途は、関連する法律または業界標準の範囲内で定義されます。例えば、バッテリー、繊維製品、木材など。

硬質プラスチック包装容器（Rigid Plastic Packaging Container : RPPC）

- 比較的柔軟性のない、一定の形状または形態を持つプラスチック製包装容器で、最小容量が8液量オンス（236.6ミリリットル）またはそれに相当する容量、最大容量が5液量ガロン（18.9リットル）またはそれに相当する容量であり、他の製品を収納した状態でも形状を維持できるもの。RPPCには、ボトル、カートン、ペール、クラムシェル容器、その他の容器などが含まれるが、これらに限定されない。

しきい値レベル - 製品中に特定の物質が存在する場合、その含有量を明示しなければならない濃度レベル。

付属書 F - 改訂履歴

改訂	セクション	変更	日付
8.0	全て	大幅な再編成、フォーマット、要件の更新。	2024/08/29
9.0	全て	軽微な言語変更。 引用および定義の更新。 SDS および REACH に関するより具体的な要件の追加。 EU CLP 毒物センター通知セクションの追加。	2026/03/05